

○日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付要綱

平成29年3月27日

要綱第19号

改正 平成30年3月30日要綱第27号

令和3年3月12日要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市空家バンク実施要綱(平成28年日進市要綱第97号。以下「実施要綱」という。)第7条第1項に規定する登録物件(以下「登録物件」という。)の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料等の一部を補助することにより、市内の空家の流通促進を図るため、日進市空家バンク仲介手数料等補助金(以下「補助金」という。)の交付について、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 売主等 実施要綱第2条第2号に規定する所有者等のうち、実施要綱第10条第5項に規定する交渉を経て、登録物件を次号に規定する買主等に売却し、又は賃貸したものをいう。
- (2) 買主等 実施要綱第9条に規定する利用希望者のうち、実施要綱第10条第5項に規定する交渉を経て、登録物件を売主等から購入し、又は賃借したものをいう。
- (3) 暴力団員等 実施要綱第4条第5号に規定する暴力団員等をいう。
- (4) 媒介契約者 実施要綱第10条第2項に規定する媒介契約者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、売主等又は買主等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 暴力団員等でない者及び暴力団員等と生計を一にしない者
- (3) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 国、愛知県又は日進市が実施する本補助事業の内容と同種の補助金等の交付を受けていない者又は受ける予定がない者

(5) 買主等又はその配偶者の法定相続人でない者(売主等の場合のみ)

(6) 売主等又はその配偶者の法定相続人でない者(買主等の場合のみ)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第10条第5項に規定する交渉を経て、登録物件の売買又は賃貸借契約が成立したときに売主等又は買主等が媒介契約者に支払った仲介手数料等のうち、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 媒介契約者に支払った宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条の規定に基づく報酬

(2) 前号に掲げるもののほか、登録物件の売買又は賃貸借契約が成立したときに媒介契約者に支払った手数料又は諸経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる費用の額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1件当たり2万5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、仲介手数料等の支払が完了した日の属する年度内に、日進市空家バンク仲介手数料等交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 登録物件の売買又は賃貸借契約書の写し

(2) 仲介手数料等の見積書又は仲介手数料等の見積額がわかる書類

(3) 仲介手数料等の領収書又は仲介手数料等を支払ったことがわかる書類

(4) 市税に滞納がないことを証する納税証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付等の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付請求書(第3号様式)を市長に

提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 買主等が購入し、又は賃借した登録物件において、買主等が当該登録物件の管理等を怠り、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等又は日進市空家の適切な管理に関する条例(平成30年日進市条例第1号)第2条第4号に規定する特定類似空家等に該当すると市長が判断したとき(買主等の場合のみ)。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付取消決定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則(平成30年3月30日要綱第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日要綱第35号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

日進市空家バンク仲介手数料等交付申請書

日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助金申請額	円
種別	売主等 ・ 買主等
	居住月（買主等の場合のみ記入） 年 月（ 居住済 ・ 居住予定）
売買又は賃貸借契約が成立した 登録物件の所在地	
契約年月日	年 月 日
媒介契約者名	
仲介手数料等の内訳	
仲介手数料等の支払年月日	年 月 日
(添付資料) 登録物件の売買又は賃貸借契約書の写し、仲介手数料等の見積書又は仲介手数料等 の見積額がわかる書類、仲介手数料等の領収書又は仲介手数料等を支払ったことが わかる書類、市税に滞納がないことを証する納税証明書、市長が必要と認める書類	

※補助金申請額の上限は、2 万 5，0 0 0 円です。

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様
日進市長 印

日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付・不交付決定通知書

日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

受付番号	
決定の内容	交付 ・ 不交付
	(不交付理由)
交付決定額	円

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

日進市長 あて

交付決定者 住所
氏名

日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けました日進市空家バンク仲介手数料等補助金について、日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

振込先	金融機関名 及び支店名	ゆうちょ銀行 店 (漢数字三桁)	
		銀行 信用金庫 農協	本店 ・ 支店
	フリガナ		
	口座名義人		
	預金種別	1 普通預金	2 当座預金
	口座番号		

※ゆうちょ銀行の店名が不明の場合は店番（数字3桁）又は記号・番号をご記入ください。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様
日進市長 印

日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付取消決定通知書

日進市空家バンク仲介手数料等補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので、第 1 0 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

受付番号	
取消理由	

第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第7条関係)

第3号様式(第8条関係)

第4号様式(第10条関係)